

記入上の留意点

- 1 B欄には、非課税取引、輸出取引等及び不課税取引の金額を記入します。
- 2 課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた金額（「仕入対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、その仕入対価の返還等の金額を仕入金額から減額する方法で経理しないで売上（収入）金額に含めている場合には、その仕入対価の返還等の金額に係る消費税額は、課税仕入れに係る消費税額の計算上控除することになりますから、例えば、仕入先からのリベート収入分が A欄に含まれている場合には、そのリベート収入の金額を B欄に加算して記入します。
- 3 課税売上げにつき返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした金額（「売上対価の返還等の金額」といいます。）がある場合に、所得税の計算上、売上（収入）金額から減額しない方法で経理して経費に含めている場合には、その売上対価の返還等の金額に係る消費税額は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上げに係る消費税額から控除することになりますから、例えば、売上先に対する支払リベートを経費に含めている場合には、その支払リベートの金額をBの該当する欄に加算するとともに、申告書（一般用・簡易課税用）の 欄に次の算式で計算した金額（1円未満の端数切捨て）を記入します。

$$\text{経費に含めている売上対価の返還等の金額} \times \frac{4}{105} = \text{申告書（一般用・簡易課税用）の 欄に記入する金額}$$

(注) 売上対価の返還等の基となった課税売上が3%の税率が適用されたもので

ある場合は、 $\frac{3}{103}$ を掛けて計算し、その金額を申告書（一般用・簡易課税用）

の 欄に記入します。